

## 第3 組織

### 1 組織形態

法テラスは、独立司法法人ともいうべき法人であるが、独立行政法人通則法を準用するいわゆる準用法人といわれている。独立行政法人については、その改革の議論が行われているが、法テラスにはその議論があてはまらないものも多い。独立行政法人の見直しの動きがあるたびに、法テラスがその影響を受けることに鑑みると、同通則法の準用をしない形での総合法律支援法の改正も視野に入れた議論と運動を継続することが必要である。

### 2 具体的組織

#### (1) 本部

法テラスは、東京に本部組織を設置し、理事長には2008（平成20）年4月から寺井一弘元日弁連事務総長が、2011（平成23）年4月からは梶谷剛元日弁連会長が、2014（平成26）年4月からは宮崎誠元日弁連会長が、それぞれ就任している。また、常勤理事2名、非常勤理事2名のうち、常勤理事として、2017（平成29）年9月末で退任した田中晴雄元日弁連事務次長に代わり、同年10月から丸島俊介元日弁連事務総長が就任しているほか、事務局長、部長、課長職にも、複数名の弁護士が就任している。

また「業務の運営に関し特に弁護士（中略）の職務に配慮して判断すべき事項について審議」する審査委員会が設置されることとなっており（同法29条）、同委員会委員の任命は理事長によってなされることとなるが、日弁連会長の推薦する弁護士2名が審査委員として任命されている（同条2項2号）。

#### (2) 地方事務所等

法テラスは、全国50カ所の地方裁判所本庁所在地に地方事務所を設置し、更に必要に応じて支部（扶助と国選の管理業務を行うフル規格）、出張所（扶助業務の管理業務を行う）が設置され、地方事務所の所長には、全ての地方事務所において弁護士が就任している。

#### (3) 地域事務所

法テラスには、弁護士過疎地にスタッフ弁護士を配置する法律事務所としての性格を有する地域事務所が設置されている。

法テラスが設置する地域事務所としては、法テラスが有償法律サービス提供業務（同法30条1項7号業務、2015〔平成27〕年改正法が施行されるまでは4号。以下は施行に併せて「7号」と表記する。）を行うことができる地域に設置される「司法過疎地域事務所」と、7号業務対象地域外において弁護士数の不足などの事情により、国選弁護事件や民事法律扶助事件に迅速・確実に対応することが困難な地域に設置される「扶助・国選対応地域事務所」（有償法律サービス業務の提供はできない）の2種類の地域事務所がある。

2016（平成28）年1月1日現在において、全国で50カ所の地方事務所があり、そのうち39の地域事務所が存在し、内7号業務対応の司法過疎地域事務所が35ヶ所、国選・扶助対応地域事務所が4ヶ所設置されている<sup>1</sup>。

あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会を実現するという総合法律支援法の基本理念からしても、今後漸次地域事務所を日本各地に設置し、司法過疎の解消を図っていくことが望まれる。

---

<sup>1</sup> [http://www.houterasu.or.jp/staff\\_bengoshi/staff\\_bengoshi\\_zenkoku\\_ichiran/](http://www.houterasu.or.jp/staff_bengoshi/staff_bengoshi_zenkoku_ichiran/)

一方、日弁連もひまわり基金による公設事務所の設置を継続しており、また、法テラスの運営が弁護士会等との連携の下でこれを補完することに意を用いなければならないとされている(同法32条3項)ことから、ひまわり基金による公設事務所の設置活動は今後も継続されるべきものであり、両者の司法過疎対策が相俟って、速やかな司法過疎の解消がなされるよう、両者が連携・協力のもとで効率的な配置を行うことが必要である。

司法過疎問題への取り組みは、弁護士ゼロ地域が解消され、2011(平成23)年12月にワン地域も初めて解消された。その後、1箇所発生したワン地域は、2013(平成25)年11月に再び解消され、2014(平成26)年3月、再度ワン地域が生じ、2015(平成27)7月に解消され、同年9月に再々度ワン地域が生じ、2016(平成28)年3月に解消されたが、同年4月に再々度ワン地域が生じ、2017(平成29)年9月現在もその状態が続いている<sup>2</sup>。引き続き、司法過疎解消にむけた取り組みが必要である。

また、地域事務所の設置は、常勤のスタッフ弁護士の配置が不可欠の前提となることから、地域事務所の設置・継続の為に、地域事務所の設置数に見合ったスタッフ弁護士の供給が必要となる。従って、法テラスにおける司法過疎対策実施の為に、弁護士会はスタッフ弁護士の確保・供給の努力を怠ってはならない。

#### (4) 東日本大震災被災地臨時出張所

東日本大震災の被災地域には司法過疎地域が多く、被災された方々の法的ニーズに対応するため、被災地の弁護士会との協力のもとで被災地臨時出張所が設置されている。現在、岩手県内の被災沿岸地域に2ヶ所(大槌町・気仙町)、宮城県内の被災沿岸地域に3ヶ所(南三陸町、東松島市、山元町)、福島県内に2ヶ所(二本松市・双葉町)に設置されている。これらの出張所では、東日本大震災法律援助事業による法律相談や代理援助の取扱いを中心に業務が行われている。ただし、これまで延長されてきた東日本大震災の被災者に対する援助のための法テラスの業務の特例に関する法律(東日本大震災被災者特例法、2012〔平成24〕年3月29日法律第6号)が2018(平成30)年3月31日に失効する予定となっている。現在、東日本大震災負傷者特例法が再延長になるか協議中であるが、東日本大震災被災者特例法が再延長されるか否かとも関係して、今後の動静が注目される。

---

2 [http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/special\\_theme/data/zero\\_one\\_graph\\_2016\\_11.pdf](http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/special_theme/data/zero_one_graph_2016_11.pdf)